

淨土系直談と説話

——標題説話の背景（下）——

高 橋 伸 幸

三 直談と説話

經典（釈尊が自ら説いた教説を、五百人結集・千人結集、又、大乗結集といふ区別なく、記録された書籍と、それを

もとに発展した論部、更に、戒律とをまとめて上記の如く呼ぶこととする）の講義に於ける説話の問題に就きては、

『阿弥陀經』『觀無量壽經』の講義を素材として、その粗筋を述べた事がある。^{*}その折、説話文学作品とどうかかはるかといふ事を柱として、直談の場に於ける説話を、經典講釈といふ表の面からと、使はれる説話といふ裏の面からと、両面から略述した。そして、表の面での一方向として、師資相承といふ点を考察の対象に加へたのであつたが、時間

的かつ資料的なといふより能力的な制約もあつて、十分な論証は出来なかつた。本稿に於いても、条件はあまり好転してゐないけれども、談義・直談の場に於ける説話の様相の一斑を検討してみよう。

*「講經の中の説話」（平成二年十月廿日、中世文学会第六十九回大会講演、於中京大学）

B 1として先に掲げた『淨土往生論』（『無量壽經論』とも）の注釈イからトは、皆、曇鸞の『往生論註』上下二巻をもととする。但し、日本に於ける最も古い注釈である元興寺の智光の『無量壽經論疏』は散佚したためその全貌はわからぬが、イの然阿良忠の『往生論註記』以下は、右のやうに曇鸞の『論註』を講述したものであり、更に、ニ以

下は、良忠の『往生論註記』をもととして講述された書物である。

*浄土系の注釈書類に引用されてゐる佚文が主力であつて、その全体像は未だ判明しない。佚文の收拾として最もまとまつてゐるのは藤堂恭俊氏の編集になるものである(『智光曼茶羅』所収「無量寿經論註逸文集成」、昭和四十四年)。

この講述・直談の流れの中から、説話を幾つか拾つてみよう。曇燁が『往生論註』の中で十七に区別した「莊嚴成就」の第五「種々事功徳成就」に於いて、

此莊嚴事縱使毗首羯磨工稱妙絕、積思竭想豈能取

圖。

と傍点を附した喻へをもつて、その莊嚴なる事をこの人間界に再現する事の不可能なる事を記してゐる。僅かに八字の文言であるが、この背景を良忠は『往生論註記』卷二(淨全1、二八〇頁)に於いて左のやうに述べてゐる。

毗首羯磨者三寶感應錄引三阿含二云爾時優填王敕三國界内諸奇巧師匠二而告之曰我今欲作二佛像二巧匠白レ王言我等不レ能作二佛妙相二假使毗首羯磨天而有ニ所作亦不レ能得レ似ニ於如來我若受レ命者但可レ摸ニ擬螺髻玉毫小分之相諸餘相好光明威德難及誰能作耶世尊來會之時所造形像若有二虧誤我等名稱竝皆退失竊共籌量

即ち、「三寶感應錄」と述べるやうに、この説話を梁の非濁の編んだ「三寶感應要略錄」上巻の巻頭説話であつて、第一、優填王波斯匿王釋迦金木像感應の約五分の二ほどを良忠は引用して説明したわけである。この説話を受けて、望西樓了慧は(ニ、『論註拾遺鈔』中

卷、淨全1、六二二頁)

●毗首羯磨者玄應云毗濕縛磨天此云種種工業西國工巧者多祭此天也上

のやうに玄応の『一切經音義』卷廿五を引用して「毗首羯磨」の漢訳と民間に於ける信仰の面とについて補強し、西譽聖聰は(へ、「論註記見聞」卷六、淨全一、三九三頁)

●毘首羯磨變身爲匠等者問羯磨有二他心通來下歎亦如來加三神力歎答報得通鬼道尙得之況彼忉利天人也

通力何無耶何況事已大也佛加定可有乎云●大目連

請佛神力往令圖相等者如錄文相者目連請佛加往

令レ圖レ相見例如下東大寺大佛佛量難知聖來山圖セ

相云云但御抄目連請佛加令三羯磨往天云靜可レ思レ之

良忠の引用した『三宝感心要略録』の十一行目の句と十四行目の句とを抽出して各々注記を加へてゐる。特に注目すべきは、後者に於いて、「例如下東大寺大仏佛量難知聖來山圖セ相」といふ要約説話を記して理解の補助たらしめるとしてゐる。更に良榮理本(ト、「論註記第二見聞」、淨全一、四八一頁)は

○毘首羯磨者忉利天人也○文理著木目也○主藏臣者預藏臣下也問毘首羯磨所作佛像者今嵯峨釋迦是立像也如レ錄爲三坐像相違如何答彼天所作時坐像也然本佛忉

利ヨリ下給時持地菩薩金銀水精渡三橋彼本佛即渡橋下其時天所作坐像佛坐立本佛迎歩其時虛立像御坐也やはり良忠の七行目と十三行目との語(「毘首羯磨」はともかく)を抽出して注記を加へると共に、良忠の引用しなかつた説話の後半を視野に收めつつ、『寶物集』卷一や『清涼寺縁起』にて著名な嵯峨清涼寺の釈迦像伝来の説話にまで言及してゐるのである。^{*1}

* 一、單に『寶物集』と記す場合、第二種七卷本系を指す。必要あらば、諸本名を掲げて引用す。

* 二、直接本論とは関りないが、平林盛得氏により九条家旧蔵の『優填王所造栴檀枳迦瑞像歷記』及び『西郊清涼寺瑞像流記』が『書陵部紀要』第廿五号(昭和四十九年九月刊)に紹介されてゐる。

次に掲げるのは第十二「莊嚴主功德成就」の墨鸞註である。

正覺阿彌陀法王善住持此一句名三莊嚴主功德成就ト佛本何故興ニ此願一見ニ有國土羅刹爲君則卒土相噉寶輪駐^{トキニハ立長}殿則四域無^シ虞譬^シ之風靡豈無^レ本耶是故興レ願願我國土常有法王二法王善力之所ニ住持住持者如^シ下黃鵠持^二子安一千齡更起魚母念^ニ持^{スルハ}子一逕^テ舉持^テ夏有^チ水冬無^レ水^{キヤ}不^レ壞安樂國爲正覺^ノ善持^ニ其國^ノ豈有^レ非^ニ曰^シ壞火岳反

正覺事耶是故言正覺阿彌陀法王善住持

(淨全一、二二七頁)

放後數年得

白魚々腹中有書教明服食之

法明遂上黃

山採五石脂石肺水而服之三

年白龍來迎去

止陵陽山上百餘季山去地千

餘丈大呼下

人令止半言谿中子安當來問

子明鈞書

在不有廿餘季子安死人葬着

山下有黃鵠

棲其冢邊樹上鳴呼子安ウ

列異傳云子安行道逢得鵠之

人子安脫衣買

鵠而放後子安死其墳樹上有

鵠鳴呼子安

鳴三季鵠死破墳見子安蘿生

曰我昔買鵠放

畢今鵠代我命瑞圖云黃鵠

有鵠也

溪鈎得白龍子明懼解鈎拜而

傳亦有之

云黃鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

右の注記の五行目に「黃鵠持ニスルハ子安ニヲ千齡更ニ起チ」と
例示してあるのが、既に吉田隆英氏・牧野和夫氏等により
指摘されてゐる平基親撰『往生要集外典鈎』所引の佚書『列
異伝』に所収されてゐた「子安鵠」説話である。牧野氏が
既に吉田氏前掲論文に指摘考証をみるが、浄土系の釈良
忠撰『無量寿經論註記』の「列異伝」(「子安」の項)引文も
又、『外典鈎』からの孫引である」と述べておられるやう
に、良忠の『論註記』卷一(淨全一、二八四頁)では、曇鸞が
標題説話的に例示してゐる「子安鵠」説話の全文を引用注
記してゐて、それが、正しく牧野氏指摘通り『外典鈎』か
らの孫引きである事は左に対照して引用する通りである
(この説話については右御両名の論文で十分かとは思ふが、
読者の便宜を考慮し屋上屋の愚を敢へて犯すこととした。
諒恕せられたい)。

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

而放後子安死其墳樹上

有レ鵠鳴呼ニ子安ニ

云黄鵠者鵠也已又列仙

傳亦有之

云黄鵠者鵠也已又列仙

也好鈎魚於

列仙傳云陵陽子明者鉉鄉人

往生要集外典鈎

往生論註記

黄鵠持子安等者列異傳

云子安行レ道逢ニ賣レ

之人ニ子安脱レ衣買レ

云レ鵠鳴呼ニ子安ニ

年鵠死破墳見子安

生曰我昔買レ鵠而放レ

『往生要集外典鈔』は最初に『列仙伝』を掲げ、次に『列異伝』を記し、終りに梁の顕野王の撰になる『符瑞図』を引用する。良忠は『列異伝』から『符瑞図』までを全文引用（但し、傍点の二字相異す）し、『列仙伝』の説話については最後に「又列仙伝亦有之」と注記して本文は省略してゐる。良忠としては、確に『列仙伝』の方も子安と黃鵠とが登場する説話ではあるが、曇鸞の意図した「更起」のモチーフの存しないことから省略し、残りの『列異伝』と『符瑞図』との部分のみを使用したものであらう。良忠同様に『列異伝』を引用してゐるのが堯慧の『無量寿經論註私集抄』で、その卷二（廿九丁オモテ）に

列異傳云也
黃鵠持子安事子安行道逢三得レ鶴之人一子安脫レ衣買レ鵠而放子安死其墳樹上有レ鶴鳴呼ニ子安一鳴ル三年鵠死

テ
被レ墳見子安蘇生云我昔買レ鶴放レ之今鶴代ニ我命一上已五
と、『列異伝』のみを引用してゐる。堯慧は西山流深草派の学僧で、五条坊門猪隈に在つた円福寺に住しその第三世となつた。『論註私集抄』を撰したのが、版本所引の奥書によれば「明徳二年（一二九二）未十月十五日」とあるから、当然、『往生要集外典鈔』も、良忠の『論註記』も披見の可能性がある。今、三本を比較してみると文字の異同は僅かに二箇所で、

得鵠（外典鈔）——賣鵠（論註記）——得鵠（私集鈔）
破壊（外典鈔）——破壊（論註記）——破壊（私集抄）
前者は『外典鈔』と一致するし、後者の「被」は「披」か「破」かでなければ意不通となるので、恐らく誤写もしくはそれに基く誤刻であらうから、鎮西流の祖である良忠の『論註記』に依拠したと考へるより、『外典鈔』から引いたと考へるべきかと思ふ。

一方、鎮西流の末書となる了慧の『論註拾遺鈔』『論註略鈔』も聖聰の『論註記見聞』も全くこの「子安鵠」説話について触れることがない。僅に、良榮の『大沢見聞』が●列異傳者是文書也作者未_レ知思安唐土人也 ●府瑞圖（淨全一 四八七頁）と、『論註記』所引の書名と「思安（子安の事）」とについての注とも言へないほどの注記を加へてゐるのみであつて、白旗派にしろ名越派にしろ、良忠所引の『列異伝』『外典鈔』から孫引の）をそのまま継承したといふ事である。その繼承の具体的な姿を聖聰の著述と聖聰の著述を藍本とした観音祐崇の著作とから例示しておく。聖聰の著述は、『小経直談要註記』（永享七年（一四三五）卯文月日）の版本所引奥書により成立年次が判明する）であり、祐崇の著作は『阿弥陀經秘直談抄』（延徳第一（一四九〇）庚三月下旬功畢）

の寛永廿年版本所引の奥書により、『要註記』撰述より五十五年後に成った事が判る)である。まづ『小經直談要註記』

(卷四) 浄全¹³、三四四頁)には

豈無本耶者本^ト天子也孝經云安危在^レ身治亂在^レ本^ト文
云身德之本^ト已^ト黃鵠持子安等者列異傳云子安行^レ道逢^ニ
賣^レ鶴之人^ト子安脫^レ衣買^レ鶴而放^レ後子安死其墳樹上有^レ
鶴鳴呼^ニ子安^ニ鳴三年鶴死破^レ墳見^ニ子安蘇生曰我昔買^レ
鶴而放^レ之今鶴代^ニ我命^ト上^ト魚母念持子逕裂不壞者至^レ智
論云譬如^ニ魚子母若不^レ念子卽爛壞^{スルカ}衆生亦爾^ト佛若不^レ
念善根卽壞^{スルカ}與^レ今符合^{スルカ}至^ニ八十華嚴云三千子中最愛^ニ八
子^ヲ八子^ハ皆存^レ者悉亡^{スルカ}魚子難^レ長抄記之誠夫往生有^レ勇欣
慕自進安樂淨土是彌陀法王之住持國也佛住持被三住持^ト故所生之衆生行自然進道自然至不^レ覺轉^ニ入真如門二十
地願行自然彰速得^ニ成^ニ就^ニ阿耨菩提可^レ尊可^レ尊
とあって、良忠の『論註記』と全く同文である(かつ「魚母念持子」以下も「乃至」の項で中略があるが、やはり『論註記』を引用してゐる)。次に『阿弥陀經疏直談鈔』は

(如來應^ニ時^ト無^レ有^ニ三昧之別^ト稱讚經曰其中世尊名^ニ無量壽及無量光
說^ニ微妙之法^ト令^レ得^ニ殊勝利益安樂^ト已^ト此文別言^レ之是依
報^ニ攝^ニ也^ト既稱讚經說^ニ今現在彼安隱住持^ト故其謂論^ニ中
明^ニ依報^ト十七種功德莊嚴^ト中第十二莊嚴主功德也故偈曰
正覺阿彌陀法王善住持^ト同註^ト上^ト曰此二句名^ニ莊嚴主功德
成就^ニ佛本^ト何故興^ニ此願^ト見^ニ有^ニ國土^ト羅刹爲^レ君^ト則^ト牽
土相噦寶輪^ト馬長殿^ト則^ト四城無^レ虞^ト譽^ト之風靡^ト豈無^レ
本^ト耶是故興願曰我國土常有^ニ法王^ト々々善力之所住持^ト住持^ト者如^ニ黃鵠持^ト子安^ニ千齡更起^{スルカ}奧母念持^ト子^ニ逕裂不^レ
壞^ト夏有^ニ水冬無^ニ水^ト安樂國爲^ニ正覺善^ト43^カ住持^ト其國豈有^レ非^ニ
正覺事^ト耶是故言^ニ正覺阿彌陀法王善住持^ト上^ト問曰淨土
教主如來^ト是則正法尊駄也何故云^ニ依報攝^ト耶答^ト○彼土勝
妙莊嚴正^ト佛由^ニ住持^ト故也依^レ之學^ニ教主^ト以歎^ニ淨土^ト譬^ニ
如^ニ下國在^ニ賢王^ト名爲^ニ中賢國^ト又如^ニ上^ト註云羅刹爲^レ主國^トハ
亡^{スルカ}人民憂惱豈由^レ主云^ニ無^レ國土安^ニ耶故孝經曰安危
在^ニ身治亂在^ニ本^ト本^ト者是國主也専^ニ今正覺法王住持^ト國
土故無^ニ危亂^ト故以^レ主令^ト知^ニ國好^ト一先舉^レ本顯^ニ枝末^ト住
持者昔云^ニ子安^ト者^ト行^レ道時逢^ニ賣^レ鶴人^ト爲^レ扶^レ彼脫^レ衣
買^レ鶴而放^レ之然^ニ無^レ程子安死其所^レ放^レ鶴來^ニ墳樹上^ニ鳴^レ
呼^ニ子安^ニ如^ニ此鳴^ト43^カ三年而鶴遂死即^レ破^レ墳見^ニ子
安蘇生曰我昔買^レ鶴而放^レ之今鶴代^ニ我命^ト上^ト列子傳^ト又^レ負
母念^ニ負子^ニ不^ニ爛壞^ト生長故^ニ智^ト論曰譬如^ニ喚字^ト「母」

若不_レ念子卽爛壞衆生亦余佛若不_レ念善根卽壞云譬如下
 寒夜脱_レ衣袴_ニ民寒床_ニ秋夜補_レ袖悲假穗_ニ是豈依_テ
 持力_ニ不_レ得_ク其德_ニ乎人間持如_レ是何況佛果威力_ニ耶_ニ
 故今安樂淨土弥陀住持國也彼佛被_ニ住持_ニ故入_ニ寶國_ニ衆

因縁集

已カ着タル衣ニ一着タル物ヲ多ク脱_キテ (百因縁集)

生修行自然進登蓮臺_ニ有識佛道任運證不覺轉入眞如門
 十地願行自然彰由_レ斯舉_ニ教主之常住_ニ彰莊嚴之不反_ニ
 四十三丁オ三行で「論中」として『往生論』の偈を引き、
 次いで5行に「同註上曰」として曇鸞の『往生論註』を引
 用する(四十三丁ウ1行「已上」まで)。2行の「問」はや
 ュ異にするが3行の「答」以下は良忠の『論註記』を四十
 四丁オ4行まで引用してゐる。しかし、聖聰とはやや趣き
 を異にし、こと、『列異伝』(「列子伝」と誤る)に限定して
 もその引用に手を加へてゐる。

以上のやうに、「子安鶴」説話は、浄土教直談の中で、実
 際の原典である『列異伝』を通さずに、孫引きから曾孫引
 きへといふ形ではあるが脈々と継承されてきたのである。
 ところで、本説話を取り上げるその冒頭に引用した牧野
 和夫氏の御論の主眼は『三国伝記』卷七第一廿七の出典の
 問題であつて、拙稿の如き流れを云々する問題にはあらざ
 る事申すまでもない。只、氏の御論に蛇足を附加すれば、

『三国伝記』の作者(=編者)玄棟は、『外典鈔』所引『列

異伝』をベースにプラスαしてゐるのではなからうかと言
 ふ邪念が捨てきれない。それは、

一ノ鶴ヲ取テ殺ントス值_レフ人ニ。一人鶴ヲ將_ルニ殺_ム (百

のやうな『私聚百因縁集』との対応である。かと言つて、
 この説話をに関して『私聚百因縁集』を参照したと言ふので
 はなく、既に、玄棟が編纂するころ、この「子安鶴」説話
 は、直談の場で——前述したのは浄土系であったが天台系
 の直談の場でも——語られてゐたその多少の布衍化が加は
 つてゐるのではなからうかと言ふ事である。本項の最後に、
 より一層説話としての脹みをとげた形として、浄土真宗に
 於ける江戸初期の学僧羊歩の『往生要集直談』巻廿三から

「子安鶴」説話を参考として掲げておくこととする。

七黃鶴喚_ニ子安_ニ子安還活寺▲黃鶴ト云ハ_ル鶴也玉曰鶴者
 胡篤仙人所レ乘矣子安ハ人之名也子安水田ノ邊ヲ過
 ク獵師欲_レ殺_ム鶴子安鶴ノ絶命ヲ悲_シテ衣服ヲ解_テ與_ム
 獵師_ニ助_ム其鶴一鶴飛去其後子安死去程子安ヲ野邊ニ送
 ル時彼鶴飛來棺ノ上ニ舞テ廟處ニ送リテ去又其後彼鶴

子安カ墳ノ邊ノ樹ニ留テ三年ノ間タ子安ヲ喚ケリ是ヲ
 見ル人聞人アヤシミテ墳ヲ掘テ棺ヲ開キケレハ子安活

命シテ三年已前ニ鶴ヲ助ク其恩ヲワスレス我絶命ヲ悲ノテ我名ヲ喚テ守ニ我命^ヲ因レ茲^ヲ鶴所レ護レ命干レ今不ニ絶命^ヲト語テ死ス是ヲ今本文豈可レ得レ言下墳下千齡決无^レ可レ甦書玉ヘリ

* 一、「仙人子安のこと」吉田隆英氏、『日本中國學會会報』第卅三号（昭和五十六年十月）

* 二、「『三国伝記』の周辺—佚書『列異伝』一条と『弁才天如意宝珠王修儀』について——」牧野和夫氏、『実踐国文学』第卅七号（平成二年三月）。

* 三、右二書に詳しく述べてはあるものの。西村固紹氏

〔甲〕往生要集外典抄 佐藤哲英氏著・編『叡山淨土教の研究』資料編（昭和五十四年三月、百華園／京都刊）。西村氏の労に対し多謝しつつも、原文及びその附訓・送り仮字・返点は尊重すべきであつたと愚考す。

* 四、敢へて註記するまでも無かるべけれども、

『日本國見在書目』 符瑞図 十 王撰

唐書經籍志

卷三、「祥瑞圖」

宋志芸文志、卷四、符瑞圖二卷

統日本紀、卷十一、天平十三年十二月廿一日謹檢符瑞図曰、

神馬者河之精也。卷十三、天平十一年三月廿一日謹檢符瑞図曰、青馬白鬚者神馬也。……實合大瑞

とあつて、奈良時代初めには輸入され利用されてゐた事がわ

からう（矢島玄亮氏『日本國見在書目録—集証と研究』昭和五十九年、汲古書院）。

* 五、良忠の『論註記』は左の引用に続けて雲鸞の『論註』に

「千齡更起」とある「千齡」について

問列異傳云三年「今云三千齡」相違如何答略論云如下黃鵠呼ニ

子安^ヲ子安^ヲ還活上^{スル六丁}豈可レ得レ言下墳下千齡無^シ可^レ甦^ハ耶已

此是欲^レ述^レ死久^一而言^ニ千齡^一非^レ實^ニ千歲^一也止觀云二息不^レ

追千載長往弘決云千載者乃是隨俗之言一失^ニ人身^ヲ萬劫^ヲ也

不^レ復上^ス已斯乃如歎^ニ入歲^一而稱^申千歲^也

といふ問答を記してゐる。これが、自問自答か否かはわからぬが、同様な問題は堯慧の『私集抄』にもあつて

此列異傳在レ之千齡者俗書等意云三死者ニ詞也止觀四云人命無常一息不^レ追千載長往弘決云千載者乃是隨俗之言一

失^ニ人身^ヲ萬劫不^レ復文此等皆死不^レ還レ長云ニ千歲萬劫也一

義云呼ニ子安^ヲ三年云ニ千齡歎^ニ日故^{ナムカニ}

と記し、結句、『摩訶止観』と『止観輔行伝弘決』に依拠点を見出して諒解したらしい。

* 六、『阿弥陀經秘直談鈔』に就いては平成二年度第九回北海道説話研究会大会に於いて「談義本の一側面——『阿弥陀經の直談書から——』」と題して口頭発表を行つた。その概要是左の通りである。

『阿弥陀經』の淨土宗系直談書である『阿弥陀經秘直談鈔』（全三巻、叡山文庫藏元和七年古活字版）は、西晉聖聰の『小經直談要註記』と関係が密接であらう事を昨年の

大会に於いて触れておいたが、昨年度の発表の主眼が「迦葉」に存したために、それ以上の詳説は避けた。今般の発表では、

1、元和古活字版と、寛永整版本との関係

2、『小經直談要註記』との関係

3、作者に関する問題

を主体とし、附録として、子安鶴説話についての憶説を述べた。作者の問題に關しては『仏書解説大辞典』が「源誓隨流（～寛永十三年寂）述、一説、觀音祐崇（～永正六年寂述」と記してから、『国書総目録』が、この一説を逆にして受けつき、『浄土宗大辭典』に到つては、「秘直談鈔」三巻祐崇、刊本「竜大・谷大・高大・京大」『直談鈔』三巻、隨流、寛永廿一刊「谷大・高大」承応三刊「竜大」とする。

*七、『往生論註』を引用するのは「〔善根即壞云云〕」までであつて、続く「譬如下寒夜脫衣衰民寒床」、秋夜補袖悲假穂庵上」の如きは誰でも耳に馴染んでゐる『百人一首』を背景とした註釈である。

*八、両本を、或は三本を比較すると、次のやうになり、『阿彌陀經秘直談鈔』の方に若干の補筆がある（猶、引用した本文の傍記と割注のへへは古活字版。（）附傍記は『要註記』との校異である。「」の文字は古活字版に存しない事を示す）。これは、言ふまでもなく、聴衆・読者の理解を容易ならしめんが為の加筆である。

阿彌陀經秘直談鈔

列異伝 要註記

昔云子安者

子安

為扶彼

然無程

其所放霧來墳樹上

其墳樹上

呼子安々々

呼子安

如此鳴

呼子安

猶、『阿彌陀經秘直談鈔』が出典を「列子伝」と誤つてゐるがこれは、祐崇個人の単純な誤り、若しくは、伝写中の誤写や版刻の折の誤刻ではなさうである。と言ふのは、良榮理本の『般舟讚私記見聞』下巻（末）に、

列子伝〔述〕子安三年更活〔傍〕人雖〔見〕已死〔識〕心尚存〔上〕。

とやはり「列子伝」として記述してゐるからであつて、或は、『論註記』（良忠）のいづれかの写本に「列異伝」を「列子伝」と誤写したものがあつて、それが一部分に於いて流布してゐたのかもしだれない。但し、「列子伝」は『瑣玉集』卷十二に一条、『太平御覽』卷卅八・卷九〇二に各一条の引用を見るも、『事類賦』は「列子」「列子伝」と引書引得に注するから、道家の『列子』八巻が「列子伝」として流布した時期があつて誤認された可能性もあるのかもしだれない。

仏の慈悲の広大無比なる事を譬喻をもつて衆庶に覺知せしめんとす。こゝに、説話の真骨頂が存したわけであるが、その説話、即ち譬喻としての説話のあり方を梵語では

Upamā-Jataka (喻・本生) い詰ひ、また Avadāna-Jataka と称し、仏の——輪廻觀に基く——前生譚をもつて、佛教教理を説くわけである。

* Avadāna は、現在世の出来事を、前世に行つた結果として説く物語（因縁譚）であり Upama は「～の如く」と訳しうる「たとへ話」である。

従つて、佛教説話としての本流は右の一につにあり、經典講釈に於いても、本来的にこちらが主流であつた。たゞへば『阿弥陀經』や『法華經』の講釈の冒頭で、釈尊の前に參集せる諸比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷の頂点にたつ長

老達の前身や名の由来を説き始めるのも、十大弟子、或は十六長老の、仏弟子として尊敬され、貴ばれる由縁を聴衆に説き聞かせる本縁はここにあるのであらう。そして、これららの Upamā-Jataka や Avadāna-Jataka の殆どは、『大正藏』で言へば「本縁部」上「下」一巻〔大正藏〕第三巻・第四巻に収録され、かつこれららの「本縁部」所収の本生譚を使用せる經論律は一切經（大藏經）全体に及んでゐる。よつて、講釈する師としては、また、講義を受ける弟子や、偶々講演の場に臨んだ俗人としては、ある程度、若しくはそれ以上の予備知識を有してゐる事を前提とし、かつ有してゐなければ、その講釈の真意の奈辺にあるかを理解出来

なかつたであらうと推測する。何故ならば、仏教の教理を説くに、その具体的な実相としての事相にあたる解釈の過半に、これらの譬喻譚が使用されてくるからである。では、「本縁部」所収の説話がすべて、師資の脳の中に入つてゐたのであらうか、また、周縁の男女の俗人（優婆塞・優婆夷も含めて）はいかがであらうか。本稿の論題よりやや離れるが、この点も含めて、説話と教理との関り——それはとりも直さず直談の一つの面でもあるわけだから——を探つてみることとする。

第二章に於いて C.5 として掲げた善導の『法事讀』に次の二節がある。

佛是衆生大慈悲父、亦是出世增上良緣。ナリルニ、
於塵劫一述レ之難盡。ナリルニ、
念。ナリシテ、
或可逢二人、逼試皮肉分張。ナリルニ、
或捨三千頭、以求四句。ナリシテ、
終三苦提、專心求法不顧一身財、悲智雙行。ナリルニ、
或捨三千頭、以求法。ナリシテ、
以濟夜叉、或捨妻子、以充羅刹、或設慈悲方便。ナリルニ、
作禽魚、用濟蒼生。免其飢難。ナリシテ、
或作金毛師子。ナリシテ、
獵師、或作二白象、抽牙爲求。ナリシテ、
怨家、由如赤子、或現外道比。ナリシテ、
聖凡何異。ナリシテ、

即ち、「専心に法を求めて財を頼みざる」例証が、仮に A から K までの符号を附した「或は」で始まる文言である。これらは、いづれも『賢愚經』所収の十一の説話の内容を、短くは六文字、長くても十七字に縮めて陳べたものであるが、これを、我が國に於ける講義の場ではどのやうに注釈して行つたであらうか。まず、然阿良忠の『法事讀私記』から検討してみたい。

A ▲皮肉分張等者分_ト肉云_ト分張_レ皮云_ト張此指_ニ忍辱仙人本事歟

B ▲或自割身等者賢愚經一云卽取_ト利刀_ヲ而割_ニ股肉持用與_レ鷹賈_ニ此鷹命_{上已}

C ▲或捨千頭等者大方便佛報恩經云過去有_ニ國王_二名曰_ニ大光明王_一一切布施敵國王聞心生_ニ嫉妬_ニ使_ニ婆羅門_ヲ乞_ニ王頭_ヲ爲_ニ無上菩提_ニ施頭_ヲ取

D ▲或釘千釘等者賢愚經云於_ニ身上_ニ釘三千鐵釘_ヲ又云

昔有_ニ國王_二名_ニ毗樓竭黎_一王心好_ニ妙法_ヲ有_ニ婆羅門_一名_ニ勞度差_ト告_ニ王云我以_ニ釘_ヲ王身_ヲ爲_ニ說_レ法王言我於_ニ生死中_ニ殺_ニ身無數_ヲ或爲_ニ三毒_ヲ計_ニ其白骨_ヲ高_ニ於須彌_ヲ斬首流血過_ニ於五江_一啼哭_ヲ淚多_ニ於四海_一唐突_ヲ捐_ニ身命_ヲ未_ニ曾_ニ爲_ニ法_ヲ乃至勞度差_ヲ說_レ偈曰一切皆無常生_ヲ者皆有_レ苦諸法空_ヲ無主實非_ニ我所有_ヲ上菩薩本行經

云毗樓竭黎王時爲_ニ一偈_ニ故於_ニ其身上_ニ而擗_ニ千釘_ヲ已大論第四十九釋品云如_ニ釋迦文菩薩五百釘釘_ニ身爲_レルカ_ヲ云云

E ▲或刺身血等者賢愚經二云五夜叉來至_ニ王所_ニ至王

聞_ニ是語_ヲ甚懷_ニ哀傷_ヲ卽自破_ニ脈刺_ニ身_ヲ五所_ニ時五夜叉各自持_ニ器來承_ニ血飲_レ血飽滿_ヲ賴_ニ王恩_ヲ歡喜_ヲ無量_{ナリ}上已

F ▲或捨妻子者此須陀拏太子本事_ニ▲言_ニ羅刹_ニ也

G ▲化作禽魚等者賢愚經云昔當_ニ飢饉_ヲ人民餓死菩薩發願我生_ニ大魚_ヲ救_ニ其飢苦_ヲ捨_ニ命生_ニ魚如_ニ願救人意取

H ▲金毛師子等者同經三云山澤中有_ニ一野獸_ニ名曰_ニ鋸陀_ト身毛金色至爾時獵師卽徐剥_ニ皮_ヲ已又智度論有_ニ堅誓師子因緣_ヲ可_ニ思_レ之_ヲ心地觀經序品云或於_ニ三大國_ニ爲_ニ王愛子_ヲ弃_ニ捨_ニ身命_ヲ投_ニ於_ニ餓虎_ヲ或作_ニ尸毗王_ヲ割_ニ身救_ニ鷦_ヲ或救_ニ孕_ニ鹿_ヲ捨_ニ鹿王_ヲ身_ヲ或於_ニ雪山_ニ爲_ニ半偈_ヲ而捨_ニ全身_ヲ乃_ニ師子吼菩薩讚云爲_ニ迦陵頻_ヲ尸國慈力王_ト全身_ヲ施_ニ于_ニ五夜叉_ヲ又_ニ又_ニ作_ニ三_ト大國莊嚴王_ト以_ニ妻子_ヲ施_ニ無_ニ憚惜_ヲ昔爲_ニ六牙白象王_ト捨_ニ身命_ヲ故投_ニ獵

I ▲抽牙者智論有_レ之云云又智論十四威儀品云爾時世尊還攝三

神足^{フツ}、從^ニ石窟^{イシク}一出^{ヒツ}、與^ニ諸比丘^{ソビク}遊履^{シヨウフ}、先世^{ヨリシテ}爲^ニ菩薩^{ブダ}二時
兩兒^{ツツキ}、布施^{ゼシ}所投^{シテ}三身餓虎^{サムシヤウ}、所以^テ頭^{タマ}布施^{ゼシ}所割^{シテ}三身千燈^{チンドウ}
所挑^{タマ}レ目^メ布施^{ゼシ}所割^{シテ}肉^フ代^シレ鴿^{ハト}所如^シレ是諸所龍皆隨從^{セイジ}上已
委文^{キム}可^{ハシ}レ撿^ミ涅槃經^{ニハシ}六度集經^{ニハシ}賢愚經智論等^ヲ

良忠は、『賢愚經』と正しくその説話を指摘したのはB D E G Hの五項で、半分に満たず、残る六説話のうちJ Kには全く触れず、AとFとは、かの『三宝絵』上巻六波羅蜜の説話をとして著名な「忍辱仙人(忍辱波羅蜜)』『三宝絵』上巻第三話」と同じく上巻第十二話「須陀拏太子」とを掲げてゐる。またCは『大方便仏報恩經』卷五(大正藏第三卷、一四九頁b～一五〇頁b)の同話を要約して掲げ、Iは、注一に記したやうに唯一『賢愚經』に見出だされないのであるが、「智論(『大智度論』のこと)に之有りと云々」とだけ記して他のAからHまでの説話を開する指摘とは異なり、その存在を確認しての説ではないことを伺はせるうへ、「又智論十(『四威儀品』)に云はく」として、Iそのものとは全く関係ない六種の標題説話を掲げて最後に「委き文は涅槃經・六度集經・賢愚經・智論等を撿すべし」と述べるにとどまつてゐる。或は、この発言は、講義を聞いてゐる筈の弟子達に学習せしむる為の方便であつたとも考へて考へられないわけではないが、善導がわざわざ「賢愚經に云はく」

として掲げてゐる標題説話を、僅か四割強しか指摘できてゐないといふのは、かの博覧強記なる法然の弟子の筆頭にあたる者として如何なものかの感を抱かしめずにはおかしい。またHに於いて『賢愚經』卷三を指摘するのは正しいとして、そのあとに「堅誓師子」を参考として考へるとして『大智度論』を掲げ、更に『心地觀經』序品を引用してゐるが、前者を参考とするのであれば、『賢愚經』卷十三の第六十一話が「堅誓師子品」であるし、後者は、後に触れることになるかと思ふが、すべて標題説話として記述されてゐるのであつて、この金毛獅子説話と直接的関係は全く存しない。敢へて良忠の意とするところを忖度するならば、善導が標題説話として記したと同様に、「求法のために身財を頗みなかつた」例を、『心地觀經』序品の標題説話群を用ひて示したといふ事であるのかもしれない、それはともかく、講義する側に於いて、右のやうに三分の一強の説話の出典そのものを知らなかつたといふ状況が浮び上がつてくるのである。

では、良忠以後の学匠達はどのやうに取り扱つてゐるであらうか。管見に入りし幾つかの註釈を瞥見してみよう。説話の引用では斯界第一と目しうる西晉聖聰(C 5ト)は、ことこの『法事讀私記』の注釈を行ふに当つては、全く説

話について触れてゐない。一方、名越派の良栄理本（C-5チ）は、

A、「忍辱仙人者」として、『大智度論』卷十四と『金剛般若經』とを引用、

C、「捨千頭者」として「或千生間供養之。或於一生中雖捨頂目還復如故、又捨頂目如是千度歟」と殆ど説話の内容を理解してゐない注記を加へ、更に、「如戸毘王割肉如忍辱仙人臂還如故、藥王燒臂亦可合之也。准凡夫雖似難作、應化因行自在也」などと、檀波羅蜜（『三宝絵』上巻第一話参照）で著名な戸毘大王の説話と『法華經』卷七薬王菩薩本事品第廿三とを掲げてお茶を濁してゐる。

F、「須陀拏太子」説話を要約して記す。

H、「金毛師子者」として「獵師說法爲之奉歎、或獵師飢故爲利生施之歎」と、前半は「六牙白象」と混線したやうな注記を記し、後半も全く金毛師子説話を理解してゐない事が判然とする記述である。続けて「堅耆師子」については、「國王剥鹿皮、鹿馴道人鎮聞法音。獵師著法衣形道人。鹿不畏。剥皮上王」と記す。「師子」に対し「鹿」と

記すのは何故であらうか。鹿を「シシ」と呼ぶのは『古事記』以来の日本語の伝統ではあるわけだが、或は、同音なるが故の漢字の宛てまちがひであらうか。但し説話の内容は知悉してゐる事がわかる。

I、これについては次のやうに陳べてゐる。「智論十等、問、抽牙等下引今文、其意如何。答、抽牙事出於智論。引今文、事因引之非抽牙證也」と。即ち、『法事讚私記』に於いて、「又智論十〈四威儀品〉云」として標題説話を引用するのは、「白象抽牙」の説明になつてゐないとして、鎮西流の祖師の説ではあるが否定してゐる。但し、良忠が『觀仏三昧經』

卷七の文を『大智度論』と誤解——といふより記憶違ひならん——してゐる事には氣附かなかつたやうに思はれる。

以上のやうに、名越派中興の学匠として、白旗派や藤田派に伍して数多くの注釈を残した良栄ではあるが、頗る著名な説話以外は彼の囊中に存しなかつたやうに推測される記述である。

江戸時代になつて、『法事讚私記』の注釈書として大著が相繼いで著述・刊行された。第二章にリヌルとして掲げたのがそれであるが、既に直談としての著作ではなく、恐

らく、学匠個人の著述であつたのではなからうかと推察される。寛文四年（一六九四）に刊行された紀州日田永正寺の学僧加祐の『法事讚私記鈔』（C 5ス）が最も早いが、これらの説話に関しては次章で掲げる『菩薩本行經』下巻冒頭に記す標題説話を引用するに留り、かへつて後退してゐるとはざるをえぬ。寛文十一年（一〇七二）に刊行された『法事讚積學要義鈔』（C 5ル）は、西山流の開祖善慧証空の講説を蓮生実信（俗名宇都宮弥三郎頼綱、正元元年～一二五九）入寂）が聞書し編述した書物で、嘉慶四年（一三二九）、嘉吉二年（一四四二）と転写を経た後に刊行されたと巻末識語にある。従つて、その内容は、証空上人まで遡上のわけであるが、蓮生による整理を経た為か否か、或は本来的にからであつたかはわからぬが、右の説話に関する項目は全く記述がない。草薙丁秀の『法事讚私記檢要』（C 5リ）は全七巻の大著であつて、名は「檢要」の謙称を用ひてゐるが、良忠上人が指摘した諸項目すべてに渡り原拠を尋ねて出来るだけその全文を掲げ、处处に自分の見解を加へるといふ「詳注」であるが、問題のH「又智度論有堅誓師子因縁、可思之」に就いては「論無此縁」見賢愚經十三（二紙）堅誓師子緣品」と正しい出典を指摘した上で全文を引出し、Iの「抽牙者智論有之云々」に就いては「智論者、

文出三十二（七紙）、如三次上引、又同九十三（廿三）云」として、

菩提問若菩薩有云何是善根成就云何本生因縁作鹿馬等佛答云菩薩實有福德善根成就爲利衆生故受畜生形亦無畜生罪此中佛自說因縁所謂菩薩在畜生中慈愍賊阿羅漢辟支佛所無有羅漢辟支佛怨賊來害雖不レ加報不レ能愛念供養供給如菩薩本身作三六牙白象獵師以三毒箭射脣爾時菩薩象以鼻擁抱獵者不レ令餘象得害語唯象一言爲汝菩薩婦何緣作三六牙白象獵師是煩惱罪非二人過也我得三阿耨菩提當滅除其煩惱罪譬如鬼著人祝師來但治鬼而不瞋人是故莫求其罪徐問獵者汝何以射我答言我須汝牙象卽就石磚拔牙與之血肉俱出不以爲痛供汝給糧食示三語道徑一如是等慈悲阿羅漢辟支佛所無人有如是好心云何受畜生身當知是變化度於衆生「六牙白象捨身求仏」の説話を引用する。続けて「又、智論十（四威儀品）云」とする部分に就きては「又智論十（四威儀品）云等者、論無此文」見觀佛三昧經七（三紙）觀四威儀品第六として、良忠上人の記憶違ひを正してゐる以上、やや煩を厭はず江戸時代中期に至るまでの注釈書を掲げて『法事讚』で善導が用いた標題説話が、日本の淨

土宗の学匠達にどの程度理解され、実際の例証として機能したかを検証してきた。結果として、鎌倉時代から室町時代を通して、善導の用ゐた經典、即ち『賢愚經』が、浄土宗の学匠達にはそれほど身近かな經典でなかつたといふ事を示してゐるのであらう。その為に、『賢愚經』十三卷さへ抜けば、あまり苦労なく善導の意図する例証が把握できたものを、たとへば『菩薩本行經』や『心地觀經』等の、善導の記した標題説話の方法と同じ方法——これは些かならず逆の述べ方で、善導の方が、これらの經典の方法を学んだのであらうが——の叙述を引用し来る事による循環論的な説話・例証の示し方に陥つてしまつたといはざるをえない。

只、私見の範囲は、本論冒頭に述べた如く、非常に狭い上に、残存する鎌倉・室町の学匠達の著述の探索も十分に行つてゐないので、右の如く結論づけるのは早計かつ短絡の譏りを免れえない事は重々承知のことではある。

* 一、『賢愚經』所載の卷次・品名は次の通り。

- A 卷一（二）梵天請法六事品 5
- B 卷一（二）梵天請法六事品 6
- C 卷六（三二）月光王頭施品
- D 卷一（二）梵天請法六事品 3

E 卷二（一三）慈力王血施品

F 卷一（一）梵天請法六事品 1

G 卷七（三八）設頭羅健寧品

H 卷三（一五）鋸陀身施品

I 〈雜宝藏經卷二（一〇）六牙白象緣〉

J 卷九（四二）善事太子入海品

K 卷二（一四）降六師品

このやうにIの六牙白象説話のみは現在の『賢愚經』諸本に存しないやうである（大正藏第四卷所収の『賢愚經』は宋・元・明版を基本に高麗版・契丹版をもつて異同を注記しているが、この説話に該当するものは存しない）。今、仮に『雜寶藏經』を掲げたが、同話・類話は『菩薩本行經』下巻・大莊嚴論經』卷十四・『雜譬喻經』上巻（九）・『大智度論』卷十二等に收められ著名な説話であるから、善導の依拠した唐代の『賢愚經』にこの説話が收められてゐたのでなければ、或は記憶違ひといふ事にならう。猶、唐代の『賢愚經』で現存するのは古筆学上の大聖武であるが、未だ残存切・残巻全体の集成は行はれてをらず、この説話の有無はわからない。管見に入つた切や残巻には見出せない。

* 二、良忠所引の『觀仏三昧海經』卷七（大正藏15經集部2、六八〇頁a）所引の標題説話は

兩兒布施處・須大拏太子・『六度集經』卷二（一四）須大拏經・『太子須大拏經』・『三寶絵』上12他、投身餓虎處・薩埵太子・『金光明最勝王經』卷十捨身品第

廿六・『賢愚經』卷一(一一)・『三寶絵』上¹¹他。

以頭布施處||大光明王(月光王)・『大方便仏報恩經』卷五

り引用された『心地觀經』卷第一序品、『菩薩本行經』下巻により示さば左のやうになる。

・『賢愚經』卷六(三〇)・『今昔物語集』卷五⁸。

割身千燈處||虔闍那謝梨王(虔闍尼婆梨王・転輪聖王)・『菩薩本行經』上巻・『賢愚經』卷一(一²)・『大方便仏報恩經』卷二・『今昔物語集』卷五⁹。

挑目布施處||快目王(須提羅王・大自在天太子)・『賢愚經』卷六(三二)・『菩薩本行經』下巻

割肉代鴿處||尸毘大王(薩波達王)・『賢愚經』卷一(一⁶)・『六度集經』卷一(二)・『大莊嚴論經』卷十二(六四)

・『衆經撰雜譬喻』上巻(一)・『大智度論』卷四・卷卅五・『三寶絵』上¹他。

の各々で、参考まで代表的な經典名(本縁部を主体にして)と説話集一点とを掲げた。吾が国の説話集に未見のものは

「快目王(大自在天太子)施目」説話のみである。

『心地觀經』卷一、序品

時彼輪王、觀諸世間皆悉無常^タ厭^ヒ五欲樂^{ビラ}捨^テ輪王、位^ス出家學道。

A或於^ニ大國^ニ爲^ニ王愛子^ニ棄^ニ捨身命^ニ投^ニ於餓虎、

B或作^ニ戶^ニ毘^ニ割^ニ身救^レ鴿、

C或救^ニ孕鹿^ニ捨^ニ鹿王身、

D或於^ニ雪山^ニ爲^ニ求^ニ半偈^ニ而捨^ニ全身。

統いて「或現^ニ受生於淨飯王家」以下釈迦の出家と成道を簡潔に記した後、再び説話を読みこんだ偈を誦してゐて、それは

B'如來昔在^ニ戶^ニ毘^ニ國界珍寶皆充盈

慈悲喜捨恒無^レ倦

割^レ身救^レ鴿嘗^ニ無^レ悔

D'時佛往昔在^ニ凡夫^ニ入^ニ於雪山^ニ求^ニ佛道

攝^レ心勇猛勤精心

以下求^ニ正法^ニ因緣^上故

E昔爲^ニ摩納仙人^ニ時

八劫超^ニ於生死界^ニ以^ニ是精進因縁^ニ故

四 結論にかへて——標題説話の伝統と例証——

前章に循環論的例証に墮してしまつたと述べたが、そもそも、仏教に於いて、理の解釈に標題説話をもつてする方法は、良忠上人が引用した經典群に頻繁に認められるのであつて、その伝統を受けついで、中国に於いても、また日本に於いても、直談・説經・講釈・法会・儀式等々の場に用ゐられる事となつたものであらう。例を、良忠上人によ

A' 昔爲三薩埵王子時

捨所愛身投餓虎

自利利佗因緣故

F 流水長者大醫王

濟魚各得生天上

七日翹足讀如來

十一劫超生死因

平等救護衆生故

G 昔爲三六牙白象王

捨身命故投獵者

以精進故超九劫

其牙殊妙無能比

H 或作三圓滿福智王

I 又作三金色大鹿王

J 爲三迦戶國慈力王

K 又作三大國莊嚴王

L 或爲三最上身菩薩

如是菩薩行慈悲

皆願求證菩提道

以妻子施無惜

捨身精進求佛道

全身施與五夜叉

以三妻子施無惜

辟支佛自作誓願

以一切病皆悉除愈

M 舍尸王時、自以身肉供養病人

N 阿彌陀迦良王時、病自合藥而欲服之、時有辟支

佛病與王同、來從乞藥、王自不服即便持藥施

O 修陀素彌王時、百王臨死而濟其命、令三迦摩沙陀

P 頭目髓腦施衆生

王使入正見、十二年惡誓使得銷除。

Q 摩休沙陀太子時、以藥除衆生病、復入大海得

R 摩訶婆利王時、二十四日自以身肉以供病人

S 師提婆羅仙人時、割截手足不還恚意

T 迦尸王時、人民疫病、王受八關齋、起大慈心念於

衆生、人民病者悉除差。

U 昆婆浮爲解呪師時、人民疫病、以身血肉持用解除

與鬼敵之、人民衆病皆悉除差。

V 梵天王時、爲三偈故自剝三身皮而用寫經

W 昆楞竭梨王時、爲三偈故於其身上而啄三千釘

用されてゐない説話をMからとする)。

B'' 我為尸毘王時、爲三鵠故割其身肉、興立誓願

除去一切衆生危嶮

A'' 摩訶薩埵太子時、爲餓虎故放捨身命、

M 舍尸王時、自以身肉供養病人

N 阿彌陀迦良王時、病自合藥而欲服之、時有辟支

佛病與王同、來從乞藥、王自不服即便持藥施

O 修陀素彌王時、百王臨死而濟其命、令三迦摩沙陀

P 頭目髓腦施衆生

王使入正見、十二年惡誓使得銷除。

Q 摩休沙陀太子時、以藥除衆生病、復入大海得

R 摩訶婆利王時、二十四日自以身肉以供病人

S 師提婆羅仙人時、割截手足不還恚意

T 迦尸王時、人民疫病、王受八關齋、起大慈心念於

衆生、人民病者悉除差。

U 昆婆浮爲解呪師時、人民疫病、以身血肉持用解除

與鬼敵之、人民衆病皆悉除差。

V 梵天王時、爲三偈故自剝三身皮而用寫經

W 昆楞竭梨王時、爲三偈故於其身上而啄三千釘

の如く、EからLの偈のやうに標題説話には示してゐない
ものも含まれるが、A' B' D' のやうに、要約説話的な形で再
説してゐる。また、『菩薩本行經』の方は、枳迦の「我今
以三此正真行除去一切衆生身病并除意病」といふ大
誓願のもとに「仏言」として次の標題説話が列記される
(符号は『心地觀經』と同一符号を用ひ、『心地觀經』に引

の如く、EからLの偈のやうに標題説話には示してゐない
ものも含まれるが、A' B' D' のやうに、要約説話的な形で再
説してゐる。また、『菩薩本行經』の方は、枳迦の「我今
以三此正真行除去一切衆生身病并除意病」といふ大
誓願のもとに「仏言」として次の標題説話が列記される
(符号は『心地觀經』と同一符号を用ひ、『心地觀經』に引

								卷心 一地 ・觀 品經 序	菩薩 本行 卷下 行	說 話 標 題	主要所收 經 典 類				
D	C	B	A	J	I	H	G	F	E	D'	B'	A'	B''	A''	
流水長者	救護衆生	六牙白象	捨身求佛	圓滿福智王	舍眼求佛	金色鹿王	捨身求佛	慈力王	施身夜叉	賢愚經卷二——13	金光明最勝王經卷九	大般涅槃經卷十四	大智度論卷十六	賢愚經卷一——2	
菩薩本緣經下——7	菩薩本行經下	菩薩本緣經上——9	雜譬喻經上——10	金光明最勝王經卷九	金光明最勝王經卷十	大般涅槃經卷十四	大智度論卷十六	賢愚經卷一——1(6)	衆經撰雜譬喻上——2	賢愚經卷一——1(6)	衆經撰雜譬喻上——2	賢愚經卷一——1(6)	衆經撰雜譬喻上——2	賢愚經卷一——1(6)	
三寶繪上卷——7	金言類聚抄卷廿三——29(地藏十輪經)	法華經直談抄卷三末	法華經直談抄卷三末	法華經直談抄卷八本	三寶繪上卷——11	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——9	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——10	三寶繪上卷——10	
鶯林拾葉集卷四	鶯林拾葉集卷四	法華經直談抄卷三末	法華經直談抄卷三末	法華經直談抄卷三末	寶物集	寶物集	金言類聚抄卷廿三——34(大唐西域記卷七)	金言類聚抄卷廿三——34(大唐西域記卷七)	金言類聚抄卷廿三——34(大唐西域記卷七)	寶物集	寶物集	寶物集	寶物集	寶物集	寶物集

X 優多梨仙人時、爲ニ偈ニ故剥ニ身皮一爲レ紙、折レ骨爲レ筆、血用和レ墨。

下略)。

Y 跋彌王時、國中人民盡有瘡病、王自行見毒樹、此毒樹葉墮於水中、人飲此水、令人有病、卽拔毒樹根株、盡隨以火燒之、人民瘡病年得除差。(以

くそ)の所収經典の不明なる説話少しとしない。勿論、筆者の管見故ではあるけれども。更に、日本の説話集にその説話を徴してみても、『三宝絵』に九話、『三国伝記』四話、

以上、異なり数とすれば廿六となるが、別表に示した如

L K

Y X W V U T S R Q P O N M

跋彌王	化魚除病	優多梨仙人	剝皮求偈	毘楞竭梨王	毘婆浮爲解呪	師血肉與鬼治病	迦尸王受持	八關齋治病	摩訶婆利王	施肉癒病	須大拏太子	施妻子	須陀素彌王	百王救濟	舍尸王	施身衆生	阿彌陀加良王	施藥辟支佛	最上身菩薩	施妻子	莊嚴王
-----	------	-------	------	-------	--------	---------	-------	-------	-------	------	-------	-----	-------	------	-----	------	--------	-------	-------	-----	-----

賢愚經卷一一一(5)	賢愚經卷二二一(3)	賢愚經卷二二一(12)	賢愚經卷八一九	六度集經卷二一九	太子須大拏經一四	賢愚經卷十一一五二
------------	------------	-------------	---------	----------	----------	-----------

今昔物語集卷五一十一	三國傳記卷一一四	名大本百因緣集一	寶物集卷八
賢愚經卷一一一(5)	賢愚經卷二二一(3)	賢愚經卷二二一(12)	寶物集卷八
寶物集卷十八	大經直談要註記卷十八	三寶繪上卷一三	寶物集卷八
百座法談聞書抄三月廿七日	三國傳記卷九一四	三寶繪上卷一四	寶物集卷六
法華經直談抄卷二末	寶物集卷六	法華經直談抄卷二末	寶物集卷六

『宝物集』（標題説話を除いて）三話、『金言類聚抄』（一話）といふのが複数所収の範囲で、かの『今昔物語集』は只一話を所収するに過ぎない。中でも、やはり多くの書物が集中するのは例の「六波羅蜜」の説話であつて、表の中では

檀波羅蜜 || B

忍辱波羅蜜 || S

精進波羅蜜 || Q

が各々それに当り、次いで、『三宝絵』の上巻第七話から第

十二話にかけてとなる。『宝物集』の場合も、本文そのものを引用しない標題説話として、右の六波羅蜜説話を含めて四話が記されてゐる（巻数を『宝物集』の下に記してあるい分が標題説話）。『私聚百因縁集』は、周知のやうに天竺・辰旦・本朝と、多くの説話を収載するにもかかはらず、これらの説話は、卷一、第三釈尊往因難易三行阿私仙人之事の中に、標題説話として次のやうに記述されるのみであつて、完形説話そのものの収載は存しない。

加シカノミナラズ
之諸經論ニ
又演ノカル
釋迦往ノワウインヲ
因ミヅカラカンカブルニ
自

シテ不^ス
キウソク
ハサツ
タ
王子トシテ
ヤシナヒコラニ
ヒナゲ

シテ不二休息絲一蔵一通王子トシテハ養レ子虎
ノシニセツ²センドウシトクゲヲニニアタヘテフノコロ

懸二竹林一雪一山童一子トシテハ説レ偈鬼三與レ命法殘

カヘニシユダヌ
壁一須太擎太子トシテハ檀度ヲ先トシテ貧者與三

ザニンヤタ
象車⁵ 忍辱仙人トシテハ^{トシテハ} 事ニ羼提^{セントイフ} 王剣任^{ノケンニアマカス} 身躰手足^{ニシツクサ}
須陀广^{シンドダ} 王トシテハ^{トシテハ} 守^{マヒシチ} 不妄語^{ブワガ} 戒^{カガハ} 死求^{シモトベ} 鹿一足^{ソク} 苑一商^{アンニシヤウ}
闇利仙人トシテハ^{トシテハ} 勸^{マゼン} 禅波羅蜜^{ハラマニツ} トリハ^{ハラマニツ} バクワス^{バクワス} ウシソウ^{ウシソウ} モトヨリハ
戸^ヒ 犀大王^{ヒラタコウ} トシテハ^{トシテハ} 身懸^{スルコトハ} 頸^{ハラハリ} 秤替^{ハラハリ} 塔^{ハラハリ} 大施太子^{オオハラハリ} トシ^{トシ}
テハ^{タマテ} 求^{マハシテ} 海哀^{ハレム} 人夫利^{ハラミ} 智精^{シザクシ} 進人未^{モトシ} 爲難^{モトシ} 故如^{モトシ}
此修行シテ成^{カタシニ} 佛スル人^{ハコタリ} 越三^{ミツ} 大地微塵^{チホリ}

蛇足かとは思ふが、番号順に注記すると、

- 1 薩埵王子（上—11）
- 2 雪山童子（上—10）
- 3 須陀拏太子（上—12）
- 4 忍辱仙人（上—3、忍辱波羅蜜）
- 5 須陀摩王（上—2、持戒波羅蜜）
- 6 商闇梨仙人（上—5、禪定波羅蜜）
- 7 戸毘大王（上—1、檀波羅蜜）
- 8 大施太子（上—4、精進波羅蜜）

となり、() 内のやうに『三宝絵』の順序とは異なるが、
迦の前生譚(Avadāna, Jataka) の代表として掲げるのである。
再び淨土系直談に戻り、一例だけ同様な例を引用してお
淨土真宗の僧侶と推定されてゐる羊歩の『大原再三鈔』(明

暦元年の版本) 卷一で、

○云々事云理修行難成就○事ト云ハ前五波羅密也理
 ト云ハ第六ノ般若波羅密也佛道修行多シトイヘトモ六
 波羅密ノ外ニハナシ其六波羅密ト者ニハ檀波羅密○
 此ニハ布施ト云也佛道修行ノタメニハ一命ヲモラシマ
 ス施ヲ云也例ハ○尸毗大王ハ鳩ニ代テ身ヲ鷹ニ施シ或
 ハ雪山童子ト成玉ヒテハ生滅々已寂滅爲樂ノ文ニ命ヲ
 捨ントシ玉ヘリ又舍利弗ハ乞眼波羅門ニ眼ヲアタヘ又
 龍樹菩薩ハ引攝太子ニ命ヲ施シ玉ヘリ然ルニ我等ナン
 トシテカ命羅密ノ成就是檀波羅密ノ成就シカタキ事ヲ
 二ニハ尸羅波密○此ニハ淨戒ト云也去ハ戒法ノ持カタ
 キ事○須陀摩王○不妄語戒ヲ持玉ヲカヨシ又乞食ノ沙
 門ハ鵝ノ命ヲ守リ或ハ王遊ニ草繫ヲマヌカレキ去ハ戒
 法ノ浮囊ヤフレヤスキ故ニ是亦成就シカタキ也

三ニハ羼提波羅密○此ニハ安忍ト云也忍辱仙人ハ伽梨
 王ノタメニ身ヲ七分ニ割テ瞋恨ナキカコトシ又富樓那
 ハ拳木杖刀刃ニ逢則ンハ五蘊ノ毒器ヲ離ルル事ヲ幸ト
 セント云リ是等ノ堪忍成就シカタシ故ニ羼提波羅密ハ
 我等カ修シ行スヘキ法ニアラサル也

四ニハ毗梨耶波羅密○此ニハ精進ト云は懈怠ナキ行
 也譬ハ大施太子貧人ヲ愍玉ヒ如意珠ヲ求メント大海ニ

入テ然シテ海水ヲ汲ホサントシ玉フニ進退ノ想ナキカ
 コトン是豈我等カ修スヘキ法ナランヤ

五ニハ禪那波羅密○此ニハ靜慮ト云也是ハ禪定ノ修行
 也謂ク商闈梨仙人ハ鳥瑟巢外ノ生長ナサシムルカコト
 シ然ルニ我等ハ六塵ノ境ニマヨヒテ意六根ニ馳散セリ
 誰人力禪定ヲ修センヤ

六ニハ般若波羅密○此ニハ智慧ト翻スルナリ此智慧ニ
 世間ノ智慧出世ノ智慧アリ世間ノ智慧ト云ハ分別ンカ
 タキ事ヲ而モ能分別スルナリ譬ハ○劬勞大臣ハ闇浮提
 ヲ七ツニ○分ツカコトシ又出世ノ智慧ト云ハ般若無相
 ノ大智也此智慧ハ修道ノ智慧ニアラス般若經云般若
 如ニ火炎不レ可レ取ニ四邊ニ取者即燒レ手_上古德云道體本
 無レ修不レ修自稱レ道若起ニ修道心_上此人不レ稱レ道已_上是猶
 我等カ悟ヘキ智慧ニアラス爭カ般若ノ大道ニイタラン
 ヤ拔前ノ五波羅密ヲ事ノ修行ト云又第六ノ般若波羅密
 ヲト云也若ハ事若ハ理自力難行ナルカ故ニ濁惡不善
 ノ人ノ修スヘキニアラス故ニ惠心云顯密教法其文非
 一事理業因其行惟多利智精進之人未レ爲レ難如レ予頑魯
 者豈敢上

と、檀波羅蜜から羼提波羅蜜(忍辱波羅蜜)までは複数の
 説話を掲げるが、いづれもその冒頭に位置せしめるのは

『三宝絵』所収六波羅蜜説話である（①⑤⑧の各々と残る）

三波羅蜜の⑩⑪⑫

*他の六説話は次の通りである。

②雪山童子〔大般涅槃經卷十四〕三宝絵上巻—10他別表参照。

③乞眼婆羅門〔法苑珠林卷八十一〕（大智度論）〔大經直談要

註記卷十（四十八願紹）、鷲林拾葉集卷七、法華經直談鈔

卷四本、淨土論註勸化講釈卷一—35。要約説話としては私

聚百因縁集卷一第三話。

④引撰太子〔大唐西域記卷十〕橋薩羅國〔源平盛衰記卷卅四

（標題説話）、伝通記綵鈔卷二、

⑥乞食沙門護鶴命〔大莊嚴論經卷十一—63・法苑珠林卷八十

二・經律異相卷十九—21〕注好撰中巻27、金言類聚抄卷廿

二17、寶物集一巻本及び第二種七巻本巻五、大經直談要註

記卷十八、三国伝記卷九10、法華經直談抄卷二末27、觀經

直談鈔卷九22

⑦草繫婆羅門〔大莊嚴論經卷三11・法苑珠林卷八十二〕注好

撰中巻28、寶物集一巻本及び第一種七巻本巻五、大經直談

要註記卷十八、三国伝記卷九7、法華經直談抄卷二末28、

觀經直談鈔卷九20

⑨富樓那晝離五蘊毒器〔増一阿含經〕觀經序分義伝通記卷二のやうになるが、最後の富樓那の説話以外は比較的良く知られてゐるものばかりである。富樓那の説話を、然阿良忠は「増一に云はく」として説話を引用するが、『増一阿含經』弟子品には存せず、その典拠を詳にしない。羊歩は、恐らく良忠所

引の説話によりこの標題説話をものしたものにあらざるか。かく点綴しつつ眺めてくると、吾が国の直談に於いて用ゐられる説話と、いはゆる説話集所収の説話との間に微妙な差がある事がわかるであらう。説話文学作品の代表と現在目されてゐる『今昔物語集』には、今まで拾ひあげてきた数々の仏教説話は、殆ど取りあげられてをらず、僅かに『菩薩本行經』に於いて標題説話としてゐる「毘楞竭梨王千釘求偈」一話のみであつた。しかるに、説話集として最初期のグループに入る『三宝絵』の場合は、『今昔物語集』とは誠に対照的に、直談系講經書籍群に用ゐられてゐる説話を多く収載してゐるし、引用は僅か二例にとどめてしまつたが、經典そのものの中に標題説話として掲げられてゐる説話群との関係も、また『三宝絵』は比較的多いといへよう。更に、本論では触れる余裕がなかつたが、『三宝絵』自躰の中にも、『私聚百因縁集』のやうな形で標題説話が隨處に鏤められてゐる。それらは、いづれも現存直談類に頻繁に引用されてゐるところである。また、右に触れた『私聚百因縁集』にしても、その天竺部・辰旦部は、『注好撰』や『金言類聚鈔』等の、文学作品としての認定の比較的新しい作品との関係を除けば、『今昔物語集』『三国伝記』同様なる傾向にある。

* 但し『三国伝記』は比較的多く『三宝絵』や直談系と説話の重なりを見せる。

このやうなねじれは、何に由来するものであらうか。浅学にして十全な答へは用意できてゐないが、卑見を大胆に述べるならば、問題は説話作品集の方に存するのではなからうかと思ふ。というのは、經典の講義といふ直談の場で、常時使用されてくる説話の類は、あまりにも良く知られすぎてゐて、編者、また享受者の興味を魅かなかつたといふ事が考へられないかといふ事である。しかし、幾等熟知の説話であるからと言つて、全く不問に附すわけにもいかない場合、説話の途中や末尾に、その説話の例として標題説話若しくは要約説話の形態にして附加するにとどめたといふ事ではなからうか。その為に首尾整つた説話集作品として編纂される場合に、比較的、一個の独立説話として収録される事が少なかつたといふ事になるのではなからうか。

一方、直談の側から説話を見るならば、理の解釈に資する例証としての説話であるから、そこに於いて使用するのには、やはり典型的なものが必要であつたといふ事にならう。従つて、『三宝絵』に收められたやうな説話は經典それ自身の中にも標題説話として使用されてゐる如く、更に、大正蔵本縁部・阿含部、或は釈經論部・毘曇部等で、繰り返し

語られてゐる本生譚の典型的な説話であつて、これらが、『三宝絵』上巻に收められたその理由そのものに就いては、周知の如く仏教入門書としての性格に由来するわけであるが、それはともかく、かゝる説話としての性格から、宗派を問はず直談の場で用ゐられたといふ事であらう。最後に掲げた『大原再三鈔』の如きは、これら典型的な説話を自宗の理を示すためのアンチテーゼとして利用してゐるのである。

更に、『今昔物語集』はともかく一時擱くこととして、最も近時研究が進展してゐる『三国伝記』に於いて端的に看取しうるやうに、説話集で取りあげた説話が直談の場に流入し、或は逆に、直談の場で取り上げられた新しい説話が説話集に載録されてゆくといふふうに、説話集と直談との関係は、相互依存の状況に存したわけである。この事は、室町後期の特殊事情ではない。既に、中田祝夫博士が、『東大寺諷誦文稿』と『日本靈異記』との共通説話から、法会の場に於ける説話の利用を示唆といふより指摘され、また近時、増尾聰哉氏・中村史氏等が意欲的に『日本靈異記』説話に取り組まれてゐるやうに、説話の生きてゐた場といふ面が奈良・平安の昔から存したわけだからである。その場とは、一つには法会の場であり、一つには講義・談義の

場であつた。勿論、奈良時代の講義の場に於ける具体的な様相を僅かに現存する注疏の類から抽出するのは至難の業である。しかし、奈良・平安の講義の場で、説話が利用されなかつたと考へる方がより至難である。なんとなれば、既に石田茂作博士の大著に數へあげられたやうに、本稿で取りあげた『法苑珠林』『菩薩本行經』『賢愚經』『金光明最勝王經』『大智度論』等々は正倉院古文書にその書籍の書写・貸出等が頻出するのみならず、奈良時代の写本や、平安初中期の点本も存するからである。と言ふことは、読まれ、講ぜられてゐたといふ事にほかならない。一つの実例をあげよう。都を遠く離れた、遠の朝廷、太宰府觀世音寺の『法華經』談義である。時代的にはやゝ下り平安末期の天仁三年(一二一〇)四月に始めて太宰府に申請され、やうやう許可が下りさうな八月に記された「百箇日法華六十巻談義縁起」と、内示をもとに申請された觀世音寺牒とである。

觀世音寺談義縁起

夫以、王法依佛法之護持久長、佛法由王法之信仰流布矣、彼此互相持、如鳥二翅、如車二輪、是以天智天皇且爲鎮護國家、且爲興隆佛法、草創當伽藍、安置丈六觀世音像、更置綱所、以行僧務、又建戒壇、春秋得度、

年序漸及四百餘歲矣、但未有者六十巻談義也、東洛本寺本山有此事、西府有智山・安樂寺又有此勤、當寺獨無此勤、尤遺恨第一也、爰當時長吏宿縁内催、興隆外營、抑於戒壇者、頽壞之後、唯有礎石、空無堂舍、而常任造立、壯麗越舊、又康和年中、金堂・廻廊悉以槧倒、同造營之、四面廻廊八十餘間、修造功將畢、又一切經論五千餘卷、尋書寫缺卷、惣寺中佛法、今方繁昌也、此時不被始勸學之計者、將期何時哉、長吏若有承諾者、一夏之間、欲始談義者、長吏住所司大衆等解狀、相分御寺相折、充下供米卅一斛、天仁三年六月三日定三七口之結衆、始百箇日之談義、先於三昧之佛前、祈聖朝寶祚、次談一乘之奧義、仰外朝安穩、午上卽披摩訶止觀論、談定惠之法門、午後又讀往生要集、結淨土之良緣、後代見之人、上下誰不隨喜哉、仍結衆所司等記錄之耳、

天永元年八月 日

談義衆

傳燈大法師 在判 (裏下同)
重嚴

傳燈大法師 在判 「円念」

傳燈大法師 在判 「照耀」

傳燈大法師 在判 「明覺」

傳燈大法師 在判 「嚴綠」

傳燈大法師	在判	「円快」	上	座	大	法	師
傳燈大法師	在判	「慶修」	檢校	大威儀師	大法師	在判	「源尊」
傳燈大法師	在判	「良範」	讀師	傳燈大法師	在判	「兼昭」	
傳燈大法師	在判	「安智」	講師	兼別當傳燈大法師	在判	「暹宴」	
傳燈大法師	在判	「暹順」	都維那	從儀師	法師	(林晉)	
傳燈大法師	在判	「淨賀」	都維那	從儀師	法師	(覺珍)	
傳燈大法師	在判	「清元」	權寺	主威儀師	大法師	(花押)	
勤進傳燈大法師	在判	「真嚴」	寺主	威儀師	大法師	(永譽)	
講代傳燈大法師	在判	「圓嚴」	上	座	大	法	師
學頭傳燈大法師	在判	「湛秀」	檢校	大威儀師	大法師	(源尊)	
傳授戒師傳燈大法師	在判	「源昭」	讀師	傳燈	大法師	(兼昭)	
傳燈大法師	在判	「慶快」	講師	兼別當傳燈	大法師	(暹宴)	
所司	傳燈大法師	在判	「快曜」	都	維那	從儀師	法師
權都那從儀師法師	在判	「範秀」	(花押)	(花押)	(良賢)	(花押)	
都維那從儀師法師	在判	「覺珍」					
權寺主威儀師大法師	在判	「林睿」					
寺	主威儀師大法師	在判	「永與」				
事	欲被且爲佛法興隆、且爲聖朝御願、賜府判永爲恒例之、在判	「良賢」					
	觀世音寺牒	大府衙					

牒、件談義勤者、以有智山・安樂寺例、任所司大衆申請旨、且爲佛^(法)興隆、且爲聖朝御願、始自今年六月三日、定三七口之結衆、百箇日之間、所被勤修也、相分寺家相折內三十一石、充行結衆供米矣、抑三七口之學徒、先讀摩訶止觀論、談定惠之法門、後讀往生要集、結淨土之良緣、加之十日談義理、一座修講會、互叩疑闕、散蒙昧於思風、各排理窟、宜沸詞浪於言泉、久傳天臺之教法、企勸學之計、以薰修之力、奉祈聖朝寶祚、期外朝安穩勤者、爲斷後代之狼藉、賜府判、永欲爲向後證驗之狀、進牒如件、以解^(了)。

天永元年九月五日 権都那從儀師法師(林達) 在判
講師兼別當傳燈大法師(通鑑) 在判
讀師傳燈大法師(通鑑) 在判
檢校大威儀師大法師(源尊) 在判
上座大法師(貞堅) 在判

天永元年九月 日 正六位上行大典秦宿禰
權上座大法師(余譽) 在判
寺主威儀師大法師(範秀) 在判
權寺主威儀師大法師(範秀) 在判

具體的な講義ノートや筆録（聞書）が残存してゐるわけではないから、その実例と言つても過半はわからない。しかし、その様相は一日（夜は除き）を三時に分けて、午前

府牒 觀世音寺衙

欲永爲恒例、令勤行每年百箇日法華六十卷談義事、牒、得當寺牒狀儀、欲被且爲佛法興隆、且爲聖朝御願、賜府判、永爲恒例事、勤修每年百箇日法華六十卷談義事、牒、件談義勤者、以有智山・安樂寺例、任所司大衆申請旨、且爲佛法興隆、且爲聖朝御願、始自今年六月三日、定三七口之結衆、百箇日之間、所被勤修也、相分寺家相折內三十一石、充行結衆供米矣、抑三七口之學徒、先讀摩訶止觀論、談定惠之法門後、讀往生要集、結淨土之良緣、加之十日談義理、一座修講會、互叩疑闕、散蒙昧於思風、各排理窟、宜沸詞浪於言泉、久傳天臺之教法、企勸學之計、以薰修之力、奉祈聖朝寶祚、期外朝安穩勤者、爲斷後代之狼藉、賜府判、永欲爲向後證驗之狀、進牒如件、以解^(了)。

都維那從儀師法師(寛珍) 在判

朝寶祚、期外朝安穩勤者、爲斷後代之狼藉、賜府判、永欲爲向後證驗之狀、進牒如件、以牒者、如牒狀者、無止佛事也、爲令法久住、立爲恒例、可令勤行之狀、牒送如件、以牒、

に『法華經』の談義、午の上下に『摩訶止觀』講読、午後は『往生要集』を読んで「淨土の良縁を結ぶ」といふ時間割で六十箇日、廿一人の談義衆が亦互に講壇に立ち、十日毎に一座全体の質疑討論を行つて初學の蒙を啓くといふのである。この縁起・牒を読過しながら想起されるのは、法隆寺所蔵『法華一百座聞書抄』の存在と内容とである。かの書は、今でこそ説話文学研究の対象作品として数々の御論文が發表されてゐるが、本来は「文學」ではない講經研究の場の所産であつた。しかも、時を同じうして、僅かに觀世音寺が半年余り遅れるだけである。恨むらくはその筆録や講案が残存しないことである。

しかも、これより先に、北京、叢山延暦寺でも、或は、洛内諸大寺でも、盛行してゐた。それは「東洛本寺本山有

此事」によりわかるのである。更に、九州の地でも、有智山寺（廢寺）や安樂寺に於いて行はれてゐた。そしてその日数は、ごく近つ代に引き寄せるならば、各宗派が恒例として実施してゐた夏安居・冬安居の講經・研学の日数に近似する。かくて、長い談義・講經の歴史の上に、数々の説話が、或は完形説話として——原典直訳や布衍化や意訳やを含めて——、或は數度の講義の場に登つた為の要約説話として、また、もう人口に膾炙したが為の標題説話として、談ぜられたのであらう。今、私共の眼前には、その一斑が、全貌とまでは言はないにしても、せめて影なりと浮び上がらせるのを要求する如く点在するのである。

(札幌大学教授 国文学)

(平成四年五月十三日受付)